

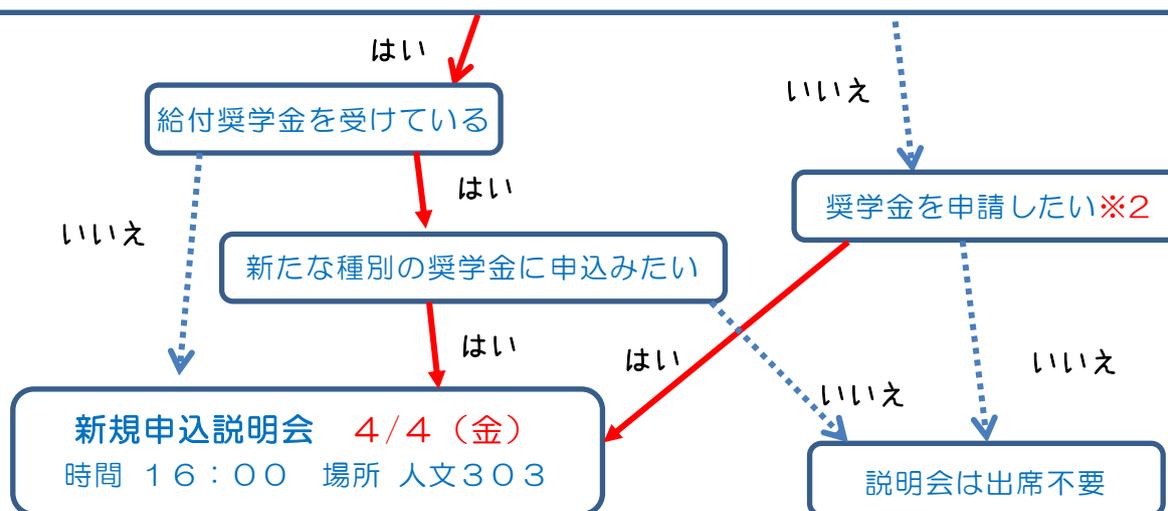
日本学生支援機構奨学金貸与奨学金・給付奨学金  
 高等教育の修学支援新制度 授業料等減免  
 2025年度説明会について

※4月に行う手続きについて説明します。この内容は保証人の方とも確認してください。

高等教育の修学支援新制度・日本学生支援機構奨学金の新規申込を希望の方はフローチャートを参考に該当の説明会に出席してください

【奨学金説明会フローチャート】

2023年12月31日時点で保護者が扶養する兄弟姉妹等が自分以外に2人以上いる※1



【※1 多子世帯の授業料減免制度が始まります】

新たに、多子世帯（生計維持者の扶養する子等※が3人以上）の学生に対して、授業料及び入学金を国が定めた上限額まで支援（減免）する制度が始まります。所得制限はありませんが、一定の学業要件と資産額の要件を満たす必要があります。本人の申請手続きがない限り自動的に対象となりません。希望者は「新規申込説明会」に参加してください（既に給付で認定されている学生は除く）。

※扶養する子等の範囲

税情報（今回は2023（令和5）年末の税情報）により確認できる生計維持者の被扶養者のうち、以下①・②に該当する者

- ① 生計維持者の実子・養子（※課税情報に反映されていない「新たに出生した実子」などを含む）
- ② 生計維持者の年下の親族（弟妹）など

判定に用いる扶養する子等の範囲は、2023（令和5）年末税情報により確認できる被扶養者です。課税情報に反映されていない2024年1月～2025年3月までに「新たに生まれた子等」がいる場合は申し出が必要です。

【※2 従来の資産要件が緩和されました】

修学支援新制度においてこれまで、生計維持者1名世帯は1,250万円未満、2名世帯は2,000万円未満とされていた資産要件が5,000万円未満（多子世帯の減免支援に限り3億円未満）まで拡大されました。家計判定で予約採用のときに不採用となった学生も新たに対象となる場合がありますので、希望者は「新規申込説明会」に参加してください。

▶2025年4月の手続き方法について

1. 現在、日本学生支援機構の給付奨学生として認定されている在学生

現在支援を受けている学生および支援停止中の学生は、多子世帯に該当するか、改正後の資産要件を満たすかを日本学生支援機構が確認中※です。結果は4月3日以降にスカラネット・パーソナルにて表示されます。再度「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」を提出の上、4月中旬に在籍報告を行ってください。（手続きについては後日ポータルで案内します。）

※判定に用いる扶養する子等の範囲は、2023(令和5)年末税情報により確認できる被扶養者です。課税情報に反映されていない「新たに生まれた子等」がいる場合は4月7日(月)までに別紙の申告書と証明書類(コピー可)を学生担当窓口へ提出してください。

2. 現在、日本学生支援機構の給付奨学生として認定されていない在学生

必ず「新規申込説明会」に参加してください。

- ・過去に給付奨学金の「資産要件」で不採用となった場合で再度希望する場合は参加してください。
- ・多子世帯であれば自動的に対象となるわけではありません。多子世帯で給付奨学金のⅠ～Ⅳ区分には該当しない場合でも授業料等減免は対象となりますので、手続きが必要です。

**【新規申込説明会】 ※1～4年新規希望者対象**

新たに貸与奨学金・給付奨学金・授業料減免を申請したい方は必ず出席してください。

日時：2025年4月4日(金)16:00～

場所：人文303

- 対象者：①今から新たに日本学生支援機構奨学金等に申込みたい学生  
②予約していなかった種別の奨学金を追加で申込みたい学生  
③多子世帯の授業料等減免に申込みたい学生

事前準備としてホームページで奨学金の仕組みや種類などを確認しておくとし手続きもスムーズになります。



給付希望の方は以下 QR コードにてシミュレーション（保護者版）ができます。



※新しい制度のため今後も追加で情報更新する可能性がありますので、ポータルでの案内を確認してください。

【お問い合わせ先】総合学生支援センター事務課学生担当

082-228-0407 gakusei@gaines.hju.ac.jp